

入札等に関する有識者会議（令和 8 年度 第 1 回）議事要旨

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和 7 年度の市発注工事の入札結果及び令和 7 年 9 月から令和 8 年 3 月に契約した工事の入札結果並びに入札参加停止措置の実施状況について事務局より報告を行った。（資料 1、資料 2、資料 3、資料 4）

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・ 2 ページ目の工種別実績について確認したい。 「建築一式」は、件数の減少幅に比して金額の減少幅が非常に大きい。これは、新庁舎建設工事の影響か。 ・ くじ引きが 1 件あった点について、具体的な案件の内容等は。 ・ 用語の定義を確認したい。制度上の「入札」と「見積合わせ」の具体的な違いは。	・ 庁舎関係の多くの工事は、全て令和 4 年度中に契約が完了している。令和 7 年度の「建築一式」の前年比の件数・金額の減少は、新庁舎建設工事の影響によるものではない。 減少要因としては、令和 6 年度に「市営住宅新築工事」や「駐輪場建築工事」といった大規模工事があったが、今年度はこのような建築一式工事がなかったことが金額面で影響したものと分析している。 ・ 配布資料 12 ページの No.34「東公民館照明 LED 化工事」がくじ引きに至った案件である。8 者による応札があったが、最低価格かつ同額の応札が複数あったため、くじ引きにより落札者を決定した。 ・ 本市において公共工事における「入札」は、原則として公告により広く入札参加者を募る「制限付一般競争入札」を指す。 一方「見積合わせ」は、随意契約の一つと位置付けられ、発注者があらかじめ特定の業者を指名し、見積書の提出を求め受注者を決定する。一定の価格競争を行うという点では同様だが、入札は公告により応札者を広く募るのに対し、見積合せはそれを簡略化し特定の業者を指名して見積もりを提出させる点が異なる。

・入札と見積合せでは、名称は異なるが実質的には入札のように価格競争により受注者が決定するという事か。 ・配布資料 6 ページについて質問する。管工事と水道施設工事は入札参加者数が少ないため落札率が高くなっているという説明があった。しかし、平均参加者数を見ると「水道施設」と「建築一式」はそれほど変わらないように見える。それにもかかわらず落札率に差が出ている理由はどのように分析しているか。	・その通り。提出書類が「入札書」か「見積書」という違いはあるが、価格競争を行うという点では同様である。 ・水道施設工事の積算基準は、厚生労働省が所管していた積算基準がベースになっている。一方、その他の一般土木等の工事は国土交通省所管の積算基準を使用している。 この旧厚労省系の水道の積算基準は、利益率がやや抑えられた設計になっており、令和 2 年度に行った業者へのヒアリングでも「水道工事は利益確保が厳しいため、必然的に高い価格帯（予定価格に近い額）での入札にならざるを得ない」という傾向があることが聴取されている。それが落札率の差に表れているものと認識している。 国の行政組織の改編により、令和 6 年度からは水道行政の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管された。しかし、積算基準の中身自体は現時点でも旧厚労省のものがそのまま国交省に引き継がれて使用されているため、同様の状況が続いている。
・水道工事の積算基準は、依然として利益率が低いまま維持されているということか。	・現時点では令和 2 年度当時から基準自体は大きく変わっていない。将来的には一般土木工事の基準へと平準化・統合されていく方向性はあるものの、業界団体への影響や社会情勢を鑑みての改定となるため、移行にはまだ少し時間がかかる見通しである。
・配布資料 16 ページの随意契約一覧のうち 2 号随契の 2 件について、工事の性質・目的上これらの業者に発注するしかないという説明であった。ポンプや客席改修などは本当に他社では	・ポンプ分解修理などでは、メーカーや施工した元請業者でなければ専用部品の調達自体が困難であるケースがある。また、移動客席やエレベーターなどは、施工・製造したメーカー以外が

代替できないものなのか。システム開発のように知的財産権や特許が絡む場合は理解できるが、機械設備でも他社参入は不可能なのか。 ・ 資料 17 ページの入札参加資格停止措置の運用状況表のNo.5 の業者について確認したい。必要書類が提出されず最終的に 43 日の遅延が生じたとのことだが、契約の解除や業者側から辞退申出などの選択肢はなかったのか。 ・ 当該の業者による必要書類の提出遅延理由の釈明はあったのか。 ・ 書類の提出が滞ったのは、現場の技術者や監督者が確保できていなかったといった物理的な理由か。 ・ 入札参加資格停止期間が「73 日間」という非常に半端な数字になっているのは、どのような計算に基づくものか。 ・ 恣意的な運用を防ぐために、あらかじめ定めた算定基準に則って停止期間を決定しているということか。	修理等を行った場合、万が一事故が発生した際の責任の所在や、日常の安全管理・品質保証の観点から問題が生じるため、業者を指定して随意契約としている状況にある。 ・ 当該の業者からは「このまま工事を継続し、完成させたい」という強い意思表示があった。そのため市としては、文書等で督促を繰り返しながら、工事の進捗のため指導を行ったが、遅延が発生したという経緯である。 ・ 担当課として当該の業者を直接庁舎に呼び、厳重注意を行うとともに遅延理由の聴取を行った。その場では書類の提出について約束されるが、その期限が来ても結局提出されない、ということが複数回繰り返された。市としては積極的に働きかけを続けたが、結果的に遅延が生じた。 ・ 現場の担当者自体は配置されていたようだが、公共工事特有の書類手続きや管理のやり取りが、社内での意思疎通不足などによりうまくいっていなかったようである。 ・ 本市の基準において、履行遅滞による参加停止期間は「遅延日数に一定のベース日数を加算する」という加算方式を定めている。この方式に基づいて算出した結果、このような端数のある日数となっている。 ・ そのとおり。
--	--

【抽出の対象とする案件の報告】

小池委員より、令和7年9月から令和8年3月までの制限付一般競争入札による発注工事から抽出した審議案件3件と、その抽出理由について説明。

■各案件の抽出理由

(No.1) 老朽管更新事業 東栄町配水管布設替工事

- ・昨年度の第2回会議で、「応札者がなく再公告」との説明があった案件。
- ・再公告でも応札が1者である。工事内容、難易度などを含め、応札者が少なかった理由について確認したい。

(No.2) 緑町団地給水設備改修工事

- ・本日配布されている【資料3】のNo.46「個別生活排水処理施設工事（その3）」とも関連するが、ほぼ同時期発注の管工事2件が、応札1者、落札率100%である。
- ・これらの工事は、応札者は積算を行って応札しているのか、単に予定価格と同額の金額で応札しているに過ぎないのか。
- ・応札1者、落札率100%である点について適切な入札であると言えるのか。

(No.3) 防災行政無線等設置工事

- ・【資料3】で示される今回の審議対象期間の工事の中では、突出して高額な工事である。
- ・「防災行政無線工事」とは、どのようなものか。
- ・昨年度の第2回目の会議で、「総合評価方式による発注に対し、応札がなく、再公告を行った案件」との説明があった。経過の詳細について確認したい。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 老朽管更新事業 東栄町配水管布設替工事の工事内容について、担当課（上水道施設課）より説明を行った。

○小池委員による抽出論点に関し、次のとおり説明を行った。

本工事は本市が通常発注している配水管布設工事と同等の内容である。高度な新技術や特殊な施工方法を必要とするものではなく、難易度としては一般的なレベルであると認識している。

本工事の入札経過は、令和7年7月14日に初度の公告を行ったが応札者がなく不調となった。その後、9月1日に再公告を行い、株式会社アークズ会津1者のみの応札で、落札となった。

7月の初回広告で応札者が全くなかった要因として、工期設定（8月1日～翌年1月21日）が考えられる。このスケジュールでは、最終盤が冬季にかかる。冬季は気温低下等の影響で道路の舗装工事が施工できなくなるため、実質的な工期は短くなることから、業者が敬遠したのではないかと推察している。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・再公告の際は、冬場にかからないように工期の工夫などはなされたのか。 ・余裕期間制度は、このような不調案件の再公告でのみ適用するのか。それとも当初から設定することもできるのか。 ・本件については、当初公告時からもっと柔軟な工期設定を行っていれば、初回から複数社が応札できたのではないかと。また、再公告しても結局 1 社しかいなかったというのは不自然にも感じられる。利益が出ない、あるいは人手不足、それとも何か別の理由があったのではないかと。 ・夏から秋の発注集中期は、どの業者も手持ち工事で手一杯になりがちな傾向はある。ただ、1 社応札では競争原理が全く働かないので、発注時期を早期に分散（平準化）させるなど、計画的な段取りを強く求めたい。 ・予定価格を設定するプロセスにおいて、事前に地元業者に仕様書を見せて参考見積もりを取ったり、意見調整を行ったりすることはあるのか。	・再公告の際には工期を「令和 7 年 9 月 19 日から令和 8 年 3 月 23 日」とし、降雪期（冬場）をまたぐ形に設定した。また、「余裕期間制度（フレックス方式）」を採用し、受注者が全体工期の中で始期・終期を指定することができるようにした。 ・当初の公告でも、必要に応じて余裕期間制度を採用して発注している事例はある。 ・7 月に応札がなかった明確な理由を特定することは困難であるが、一般に 9 月頃となると各社がすでに民間工事や他の公共工事を受注しており、技術者の配置が非常に厳しくなる時期になる。受注者以外の他社では、手持ち工事との兼ね合いから技術者を本件に回す余裕がなかった、というのが実情ではないかと推察している。 ・委員のご指摘は、実務上非常に痛感している。工事担当課からは「年度内の降雪前に完成させたい」という意図から、7 月頃の公告に発注が極端に集中する。この「発注の平準化」は、市全体で取り組むべき非常に重要な課題として認識している。 ・基本的に、工事の予定価格は国や県が公表している「積算基準」に基づいて、市がシステムを用いて機械的に算出している。特殊な資材等を使用する場合に複数の業者から参考見積りを徴する場合はあるが、それを除いては、事前に特定業者から参考見積もりを徴収してそれをそのまま予定価格とすることはない。

○No.2 緑町団地給水設備改修工事について、担当課（建築住宅課）より説明を行った。

○小池委員による抽出論点に関し、次のとおり説明を行った。

「落札率 100%の金額で偶然一致するものなのか」という点について、大前提として本市ではすべての入札において「価格内訳書」の提出を義務付けており、これがない入札は無効としている。また、公告の際、設計書は「金抜き設計書（単価が空欄のもの）」のみ公表しているため、業者が自ら資材単価や歩掛を計算して積算しなければ、入札額を算出することはできない。したがって、全く積算をせずに予定価格と一致させることは不可能である。

一方、なぜ 100%になるのかという点では、業者は直接工事費を積算した後、「一般管理費」や「現場管理費」といった「諸経費」の額を、公表されている予定価格（上限額）の枠いっぱい収まるよう算定することは可能である。「落札率 100%で取れなければ、リスクが大きいため受注しなくてよい」という判断のもと、予定価格と同額に調整して入札した結果、100%の落札率になったものと推察する。

また、この工事における受注者側のリスクとして、住人が居住したままの団地内での屋内工事であるため、入居者一人ひとりと工事の日程を周知・調整しなければならない点が挙げられる。特に市営住宅は、ご高齢の方など、施工について丁寧な説明を必要とする方も住まわれている場合があり、受注者が想定したスケジュール通りに工事が進まないリスクがある。

また、同時期に 100%で落札された「個別生活排水処理施設工事（合併浄化槽工事）」も同様に、各個人宅と浄化槽の接続工事のため、家主との施工日程の調整により工期が延びるリスクをはらむ。このように、手間とリスクが大きい工事であるため応札意欲が高まらず、応札した 1 社も「予定価格満額（100%）でなければ引き合わない」という判断から、このような結果になったものと推察する。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・同時期の管工事において、様々な業者にきれいに 1 件ずつ、1 社応札・高落札率で落札されているのを見ると、何か理由があるのではないかと思います。毎年度、実に見事なまでに競合を避けて住み分けが行われているように見えるが、これは本当に偶然なのか。 ・1 社応札のリスクや高落札率の常態化については、制度として何ともしがたい部分もあるが、引き続き監視の目を光らせていただくようお	・管工事で毎年「1 社応札、高落札率」が高い頻度で見られる点は、市としても注視していく必要がある。 ・20～30 年前は、一度屋上の高置水槽に水を汲み上げてから重力で各戸に落とす方式が一般的であったが、近年、給水ポンプ（インバーター

願いたい。 本工事の「受水槽から増圧ポンプによる直接給水への変更」について、これは最近のトレンドなのか。屋上の高置水槽をわざわざ撤去するメリットは何か。	ポンプ) の性能が著しく向上したため、屋上にタンクを設置しなくても、直接受水槽から必要な水圧を確保して各戸に送ることができるようになった。 高置水槽を維持し続けた場合、年1回の清掃義務や、漏水・劣化に伴う維持管理コスト、定期点検の手間が大きい。今回の改修により高置水槽を撤去することで、将来的な維持管理コストを大幅に削減できるため、総合的に判断してこの方式を採用した。
--	--

○No.3 防災行政無線等設置工事の工事内容について、担当課（危機管理課）より説明を行った。

○小池委員による抽出論点に関し、次のとおり説明を行った。

本工事は、予定価格が5億2,000万円を超える大規模かつ技術的に特殊な工事であったため、「総合評価方式」を採用し、令和7年6月5日に初度の公告を行った。また、その技術的な特殊性から、初回公告の際には、市の要綱に基づき「共同企業体（JV）」のみを応札資格として設定した。しかし、結果として入札参加申し込みが無かったため、中止（不調）となった。

この不調を受け、公告期間中に仕様に関する質問を市に提出していた業者等へヒアリングを行ったところ、「下請け業者（特に特殊なFM設備メーカー等）との金銭面での折り合いがつかず、応札を断念した」「JV組成の相手方を探したが、条件が合う企業がどうしても見つからなかった」といった要因が挙げられた。このため、7月14日に行った再公告においては、以下の通り入札参加資格（要件）を変更した。

①JV要件の撤廃：JVだけでなく「単体企業（1社）」での応札も可能とした。

②地域要件の拡大：応札資格を「県外業者」まで広げた。

③総合評価方式の除外：「総合評価方式」を適用せず、通常の「制限付一般競争入札」とした。

この結果、8月7日の開札において、1社（県内業者）から応札があり、落札率99.4%（落札額5億2,305万円）で落札に至ったという経緯である。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・総合評価方式は、予定価格1億5,000万円以上で技術的な難易度が非常に高い工事に原則	・市の総合評価方式実施要綱において、原則として1億5,000万円以上の難度の高い工事には適

適用するもの、と規定されている。本件はまさに 5 億円を超える大型工事で、かつ FM 設備という特殊な技術を要する工事と見受ける。それを 2 回目の広告で「総合評価方式を外して通常入札にした」というのは、ルール上差し支えないのか。 ・ 本件工事の「技術的工夫の余地」とはどのような点を指すのか。また、工事発注において総合評価方式を採用するメリットは。 ・ 品確法において、工事品質の確保と並列して「地元業者の育成」が重視されている意義は。 ・ 総合評価方式で入札を行った場合、再公告の際の総合評価方式の適用除外は必須なのか。また、初度の入札において、総合評価方式がネックとなって応札できなかった業者はいるのか。	用することとしているが、例外規定（同要綱第 2 条第 2 項第 3 号）として、「総合評価方式として一度公告したものの、応募がなく不調に至った案件は、再公告の際には総合評価方式を適用しないことができる」と規定されている。本件はこの規定に則って対応したもの。 ・ 本市では、予定価格 1 億 5 千万円を超える工事については、原則的には総合評価方式を適用し工事発注を行っている。本件工事については、市内の広範囲にわたっての工事であるため、施工計画に係る工夫の余地等があるものと捉えている。 また、総合評価方式は、「公共工事の品質確保の促進等に関する法律（略称：品確法）」の規定により、行き過ぎた価格競争の抑制、高品質工事の調達、地元業者の育成等を目的として、国は推進する方針にある。本市では予定価格 1 億 5 千万円以上の工事について原則適用させることとしており、この法律の趣旨、国の方針を踏まえたもの。 ・ 「地元建設業者の育成」は、地域の雇用に資する点はもちろんのこと、災害時のインフラ復旧などの観点からも大きな意義を有するなどの観点から、重視されている。 ・ 再公告時の総合評価方式の適用の有無は、ケースバイケースである。 今回の工事において再公告の際に総合評価方式の適用を除外した大きな理由として「スケジュール（工期）」と「業者側の事務負担」が挙げられる。一般に総合評価方式は、業者側に多数の提案書や証明資料の作成を求めるため、準備に大きな負担がかかるものとされている。また、
---	--

・ 次回会議に向けた要望だが、このように「1 回目と 2 回目で入札要件が大きく変わった不調案件」を審議する際には、図面だけでなく、市が最初に出した「入札公告文書」そのものを資料として添付していただきたい。 有識者会議としては、「当初どういう資格制限をかけ、それをどう緩和したか」という発注条件の変遷プロセスは重要な審議対象になる。特に総合評価方式の適用除外案件などでは、公告内容の書面をそのまま見せていただく方が、より深い検証が可能になる。	市側の審査・採点手続きにも通常入札より時間を要する。 本工事は、条例の規定によって、9 月の市議会に議案提出しなければならない、期限が厳格に決まっていた。仮に再公告でも総合評価方式を維持した場合、議案提出のスケジュールに間に合わないことが判明したため、通常入札に切り替え発注をおこなったものである。 ・ 次回以降、再公告等に至った案件については、当初の公告内容や条件変更の経緯が分かる資料を添付する。
---	---

【その他】

質問・意見	回答（要旨）
・ 基本的な用語の確認だが、「制限付一般競争入札」に対して、全く何の条件も設定しない「制限なし一般競争入札」というのは実務上存在するのか。	・ 「制限付一般競争入札」の「制限」とは、地域要件（市内・準市内・県内など）や、業種ごとの総合点数（格付け）といった参加資格条件を指す。仮に「制限なし」とした場合、全国から積算能力や施工能力が全く担保されていない業者も含めて、誰でも応札できてしまうことになり、公共工事の品質確保や地元企業優先の観点から非常に大きなリスクが生じる。 そのため、実質的に「制限なし一般競争入札」という発注方法は、現在の公共入札においては想定しがたい。

・ 予定価格の「事前公表」について確認したい。会津若松市を除き、県内 12 市は、すべて予定価格は「事後公表方式」を採用しているとの説明であった。なぜ会津若松市だけが、このように予定価格の事前公表を導入し、今でも維持しているのか。その経緯を示せ。 ・ 何か大きな汚職事件などの契機によって事前公表方式を導入したのではなく、メリット・デメリットを制度的に比較した結果、事前公表方式のメリットを重視した、ということか。 ・ 他の自治体でも入札等監視の委員を務めているが、その自治体でも基本は事前公表方式としている。 事後公表の最大のデメリットは、先ほど事務局から説明があったように、「予定価格を教えてほしい」という癒着（官製談合等）のリスクが生じることである。 一方で、事前公表のデメリットは、業者が予定価格（上限）を知っているため、落札価格が高止まりしやすい点や、最低制限価格を類推しやすい点が挙げられる。 したがって、事前公表を採用している会津若松市においては、まさにこの有識者会議が、落札価格が不当に高止まりしていない	・ 本市における予定価格の事前公表は、入札契約手続きの「透明性の向上」と「公平性の確保」を目的として、平成 11 年からまず一部の工事で試行し、平成 15 年度から「事前公表」を本施行した。 本市が事前公表方式を導入している最大の理由は「不正行為（予定価格の漏洩など）の防止」である。事後公表の場合、「予定価格がいくらか」を事前に探ろうとする業者からの職員への圧力や、情報漏洩のリスクが付随する。予定価格をあらかじめオープンに（事前公表）してしまえば、そのような情報漏洩に伴う不正の余地を完全に排除できるため、現在まで維持しているという経緯にある。 ・ そのとおり。 ・ まさに委員ご発言のとおりである。なお、下限価格である「最低制限価格」は事前公表せず、入札ごとにランダムな変動係数を乗せることで、業者側が事前に正確な金額を算出できない仕組みを採用している。そのため、最低制限価格を下回って失格となる業者も一定数発生し、価格競争の健全性担保の一つとして機能している。
--	--

か、落札率が適切な水準にあるかを、今回の管工事の事例のように厳しくチェック・監視していくことこそが極めて重要な役割になるのだと考える。	
--	--

(次回の案件抽出担当等)

- ・ 次回の抽出担当は、石塚委員とした。